

多文化主義・多言語主義をアジアから問う

西川長夫

1. はじめに

—歴史的徴候としての多文化主義・多言語主義

19世紀と20世紀が国民国家の時代であったとすれば、21世紀は国民国家を越える世界の秩序と個人の生き方が問われる時代であると、おおまかに言うことができるだろう。以下の小論では20世紀から21世紀への転換期における人類史的な模索を示す一つの歴史的徴候として多文化主義・多言語主義をとらえ、その徴候の意味を考えたい。タイトルにアジアという語を用いたのは、多文化主義をめぐる言説にアジアという文字がほとんど姿を現わさないのは何故かという単純な疑問を提出するためであって、ここで新しいアジア主義を述べたてつもりはない。私はこれまでアジアという曖昧でイデオロギー的な用語の使用を可能な限り避けてきたのであるが、ここではアジアという視座を設定することによって、歴史的徴候としての多文化主義・多言語主義の意味が一挙に明らかになるように思われたからである。

多文化主義 (multiculturalism) という言葉は、1970年代の初めにカナダとオーストラリアで新たな国民統合の形態を示す国是として採用されて以来、急速に普及した、もちろん新語であって英語の辞書 (Random House の新版) によれば1965年、フランス語の辞書 (Le Petit Robert の新版) によれば1971年の日付が記されている。この英語とフランス語の日付のずれは、多文化主義が英語圏からヨーロッパに広がっていったことを想像させると同時に、地域による多文化主義の差異を予想させる。日本では多文化主義は multiculturalism の翻訳語であるが、「イズム」が「主義」と訳されるときに生じる混乱と曖昧さをこの語もまぬがれていない。英語やフランス語の多文化主義は一般的には、ある集団

や共同体の中で複数の文化が共存している状態を指すと同時に、そのような多文化の共存を好ましいと考え積極的にその推進を図ろうとする政策や思想的立場を意味するが、日本では後者の意味にとられることが多い。

多言語主義 (multilingualism) も新語であり、現在では多文化主義に伴って現われ、多文化主義ほどは定着していない印象を与えるが、実際は多文化主義よりも古い用語である。multilingual な言語状況は現実には古くから存在しており、またとりわけ移民国家においてはその対策が必要であったからであろう。多言語主義の語義を記せば、多文化主義と同様に、ある集団や共同体における複数の言語の共存状態やある個人の複数の言語を使用する能力を指すと同時に、そのような多言語併用の状態を好ましいと考えて積極的にその推進を図ろうとする政策や思想的立場を意味する、ということになるだろう。

だがこの二つの語義の微妙な違いには注意を要する。「言語」の対象は明確でそれを「使用」することが前提とされるが、「文化」の指示対象は漠然としており、必ずしも「使用」されないからである。文化には言語が含まれる。従って多文化主義は論理的には多言語主義を伴うはずである。だが、多文化主義政策は現実には、カナダは二言語多文化主義であり、オーストラリアは一言語多文化主義であることから分かるように、必ずしも多言語主義を含まない。またフランス共和政のように多言語主義は認めるが多文化主義は許さない場合もある。一見明らかなこの論理矛盾をどう考えればよいのだろうか。そこには文化と言語の一樣でない複雑な関係が示されていると同時に、多文化主義のある種の詐術が隠されている。私がこれまで多文化主義・多言語主義というように両者を併記してきたのは、問題の所在を示すことによって、多文化主義のこの矛盾につね

に意識的でありたいと考えたからである。

多文化主義や多言語主義の問題は、移民国家であるアメリカ合衆国やカナダ、オーストラリアなどで論争の的となり、カナダやオーストラリアでは1970年代の初頭から国家の政策として取り入れられてきた。ヨーロッパ統合においても現在の最も緊急な課題の一つであり、日本においても、外国人労働者の増加や在日朝鮮人問題の新たな展開（ニューカマーの増加など）にかかわって、ようやく議論が行われはじめている。多文化主義・多言語主義の問題は地域によって多様であり一概に論じることではできないが、ここでは基本的な問題を浮かびあがらせるために、主として三つの地域（あるいは三つのカテゴリー）に分けて考察を試みてみたい。第1は、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどの英語圏に属する移民国家。第2はヨーロッパにおけるEU諸国、とりわけフランス共和国。第3は、話題に登ることは少ないが、文化的・言語的に圧倒的な豊かさを誇るアジア、とりわけ東南アジアや南アジアである。

2. アメリカ・カナダ

アメリカ、カナダ、オーストラリアという三つの地域の国名を並べてみると、三者の関連の仕方が興味深い。アメリカとカナダは同じ北米の隣国であり、移民の歴史の多くの部分を共有している。だが多文化主義をほとんど同じ時期に宣言したのは、地理的に遠く離れたカナダとオーストラリアであった。両国の第1の共通点は、依然として英連邦に属していることである。多文化主義という用語が出現する以前の多文化主義に対応するような様々な試みは、文化的多元主義（cultural pluralism）としてアメリカ合衆国ですでに長い歴史をもっている。移民国家の差別と統合、あるいは多元主義と同化主義の対立葛藤の歴史、公民権運動や人種差別に対する闘争、少数民族の差別や性的差別の是正、マイノリティーの保護などの進歩的な社会運動において、あるいはその対立の激しさにおいてアメリカ合衆国は先進国であった。カナダやオーストラリアで試みられる多文化主義・多言語主義政策やそれをめぐる議論の多く

は、すでにアメリカ合衆国においてその原型や類似のものを見出すことができるであろう。合衆国が移民国としてある種の成熟を示しているのは、合衆国におけるフロンティアが消滅すると同時に世界的な覇権を獲得したにかかわっている。

これに対してカナダやオーストラリアは人口が希少で広大な領土にはいまだフロンティアが残されている、いわば未完の開かれた移民国家である。文化的多元主義が多文化主義として登場したとき、そこには新たな意味と歴史的転換が印されていたと考えられる。メルティング・ポットやサラダ・ボウル、あるいはモザイクといった表現は、単に統合のあり方を示すだけでなく、その背後に世界システムの歴史的な変化があることを読みとるべきであろう。

フランス革命における「人権宣言」（「人および市民の権利宣言」）（1789）のモデルの一つとなったアメリカの「独立宣言」（1776）には、次の有名な一節がある。—「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由、および幸福の追求の含まれていることを信ずる」。だがこの「われわれ」とは数十人の男性の有産者であったし、「すべての人」は実際には「限られた人」であった。12年後の合衆国憲法でも明らかになるように「われわれ人民」のなかには、先住民や黒人や女性は含まれていない。先住民は「外国人」であり、黒人は家畜ではないにしても半人間であり、女性もまた参政権を認められない半人民であった。それ以後の人権をめぐる闘争は、この「独立宣言」や「人権宣言」の文言を字義通りに認めさせるための運動であった。多文化主義・多言語主義の問題はそうした人権闘争の一つの帰結であるが、人間や人権の概念そのものを問い直すという意味では、独立宣言や人権宣言の予想された領域を越える新たな展開であろう。

カナダやオーストラリアの「多文化主義宣言」は、ほぼ2世紀前の「独立宣言」や「人権宣言」と同様に、新しい時代を画す歴史的な事件であったと考えられる。だが「独立宣言」や「人権宣言」がある思想の純粋な展開というよりは政治的妥協の産物であったように、「多文化主義宣言」も、それを押し進

めた為政者の側から見れば、明らかに政治的妥協の産物であり予期せぬ帰結であった、と言ってよいだろう。歴史はそのように予期せぬものとして展開する。

カナダの場合、その古名が「ヌーヴェル・フランス」であることからわかるように、植民地経営に一步先じたのはフランスであった。ジャック・カルチェの一行が現在のケベック州のガスペ半島に到着したのは1534年、フランス人の入植が本格的に始まるのは17世紀の初頭である。その後北米の植民地をめぐる英仏間の抗争がイギリス側の勝利によって決着し（1763年のパリ条約）、フランス本国との関係が絶たれるとともにケベック植民地のイギリス支配が始まる。ケベック法（1774年）によってケベックの境界が定められ、フランス系住民のある程度の自治（ケベックの指導的地位にある領主とローマ・カトリック司教の特権の維持）を認めて、イギリス系による同化政策が放棄されたのは、イギリス本国が南の独立13州の動きに対抗するためであった。

こうして1867年の連邦結成は、「建国の二民族」であるイギリス系とカナダ系住民（それぞれ人口の6割と3割を占める）との間の合意によって成立する。1867年の「英領北アメリカ法」においては、連邦政府と州政府の権限が詳細に定められ、連邦政府には軍事、鉄道、金融、関税などの権限が与えられ、州政府には教育、言語、宗教、民法などの運用が委ねられた。カナダにおける多文化主義の起源をこうした植民地形成の歴史過程に求めることができるであろう。しかしながらこのような「契約」は必ずしも両民族の平等を意味しない。多文化主義が提唱されるまでのカナダは、アングロ＝サクソン系民族の絶対的な優越と他のヨーロッパ系の移民やアジア系移民に対する民族差別の顕著な国であった。ケベック州においてもフランス系住民の権利回復とケベックの近代化を求めて、1960年代の「静かな革命」が始まる時点では、フランス系住民は「白人の第三世界」と呼ばれるような状況に置かれていた。

1963年に連邦総選挙で勝利を取めた自由党政府が連邦議会に二言語・二文化勅命委員会を設置した

のは、その名称からも明らかなように民族的平等の推進というよりは、イギリス支配からの解放と自州のフランス化を求めるケベック州のフランス系住民の分離独立運動を鎮静化し抑えこむことが当座の目的であった。だがフランス系に対するこのような譲歩は、英仏系の特権化と他の民族集団との格差を公認するものであるという、ウクライナ系をはじめとする他の民族集団からの激しい批判にさらされ、二言語・二文化勅命委員会は1969年に至って、「二言語の枠内での多文化主義」の提案を骨子とする報告書第4巻『カナダの文化的発展に対する他の民族集団の貢献とその貢献を保証するためにとるべき措置』を刊行する。1971年10月8日の議会におけるピエール・トルドー首相の声明はこの報告書にもとづいている。この声明は「多文化主義」が何であるかを、その理想主義と現実主義、その可能性と矛盾、あるいはその欺瞞性までを含めて、実に見事に説明した文章となっている。以下その主要な部分を引用しておきたい。

私は今朝、政府が二言語・二文化主義政府調査委員会の勧告のすべてを受け入れたことを報告できて、とても嬉しく思っている。……

この報告書第四巻は、これまで研究者によってほとんど顧みられることのなかった領域、つまり、わが国の文化や民族的複合性に関する問題の全容とさまざまな文化や言語が置かれている現状とを明らかにしてくれた。

そのなかで委員会は、イギリス系とフランス系カナダ人に対してはある一つの文化政策があり、先住民や他の民族集団に対してはそれぞれ別の文化政策があるなどというのはおかしいと述べている。この委員会の見解は、政府だけでなくカナダ国民すべてに支持されるものと私は確信する。公式の言語が二つあることは事実だが、文化には公式のものは存在しないし、どの民族集団も他の民族集団に対し優位に立つことはない。市民個人の誰もが、また市民の集団のどれもがカナダ人であることには変わりなく、したがってあらゆるすべての人が平等に扱われるべきである。

……二言語主義の枠内における多文化主義政策がカナダ人の文化的自由を保証する最も適切な方法であることに関しては、政府も同意見である。そのような政策こそ、差別的な態度や文化的な嫉妬を打破する助けとなるに違いない。国家的統合というものが深く個人的な感覚においてなんらかの意味をもつとするならば、それは各個人のアイデンティティに対する安定感を基礎として築かれるべきであろう。……強力な多文化主義はこうした原初的な安定感を生

み出す助けになるだろう。それは万人にとって公正な社会を建設する際の土台となりうる。……」

この声明のなかに、多文化主義が言語をいかに扱おうとするか、多文化主義が自由主義の形態の一つであり、国民統合と個人のアイデンティティにかかわるものであることが読みとられる。さらに二言語主義の枠内における多言語主義政策を導入するに当たって、政府が採用する四つの方法は、多文化主義が国民統合の新しい形態であることを示している。

まず第一に、財政が許す限り、発展し続けたいという意味と努力を示し、成長しカナダに貢献しうる能力を備え、明らかに援助の必要性があると認められる文化集団は、強力で高度に組織化された集団であれ弱小な集団であれ、すべて支援される。

第二に、あらゆるすべての文化集団の成員が文化的障害を克服し、カナダ社会に完全に参加できるよう支援する。

第三に、国民統合を推進するために、カナダのあらゆるすべての文化集団の間で建設的な出会いと交流を促す。

第四に、カナダ社会に完全に参加するために、移民がカナダの公用語の少なくとも一方を獲得できるよう支援する。

そして最後に強調されているのは、個人の選択の自由という自由主義の原則である。

……最後に強調しておきたいのは、二言語主義の枠内における多文化主義政策は、基本的には個人の選択の自由を尊重する政策だと政府が考えていることだ。われわれは自分自身でいることを自由に選べる。しかしこのことは成り行きに任せてできることではない。それは積極的に生まれ求められてこそ実現できる。もしもある民族集団にとって選択の自由が危機に瀕しているならば、それはすべての集団にとってそうなのだ。そのような危機を取り除き、選択の自由を保障することこそ、現政府の政策が意図することである。

個人にとっての選択の自由と民族集団にとっての選択の自由との関係は、ここでは具体的に考察されていない。両者は必ずしも調和的には進行しないであろう。こうして称揚された文化的自由は民族間の平等の問題とどのようにかわるのであろうか。また先住民の位置はどのように設定されるのであろうか。こうした問題を提起しそれに対する法的政治

的回答をよぎなくさせたのは、ここでも理論よりは歴史的現実の展開であった。そうした現実的要因として、人口の民族構成比を大きく変えるような新しいタイプの、とりわけアジア系移民（ヴィジブル・マイノリティ）の急増とそれに伴う社会問題の発生、カナダの政治的経済的位置の移動（英本国からより遠くアメリカ大陸とアジアにより近く）、先住民問題の新たな展開、等々があげられる。

カナダが初めて憲法の改廃権を得た1982年憲法〔それまでは「イギリス領北アメリカ法」（1867年憲法）以来、その権限はイギリス議会に属していた〕は、そうした時代を反映して、連邦内の文化的民族的差異や先住民の存在に慎重な配慮を示している。また1971年のトルドー首相の声明の具体化であった1988年の「多文化主義法」においては、多文化主義の問題が、文化の多様性の問題から社会的な公平と平等の問題に移行しつつあることが認められる。そのことは同法の次の前文によっても明らかだろう。

……カナダ政府は、人種、民族的出身、皮膚の色そして宗教に関するカナダ人の多様性をカナダ社会の基本的な特徴とみなし、カナダの経済的、社会的、文化的そして政治的生活領域におけるカナダ人の平等達成に努力するとともに、カナダ人の多文化的な遺産を維持し向上させるために多文化主義政策を推進することを約束する。……

カナダにおける多文化主義・多言語主義は先住民の問題とどのようにかかわっているのだろうか。上に引用した多文化主義法の一節を字義通りに解釈すれば、また多民族の共生ととりわけマイノリティの権利回復が求められているのであれば、多文化主義政策の原則はまず先住民にこそ適用されるべきであろう。だが事態はそのように展開していない。多文化主義・多言語主義の問題はケベック問題が発端であることから予想されるように移民の問題であった。「静かな革命」以後のケベック州の権利回復や分離・独立運動は、先住民を無視あるいは排除する形で進行した。

ケベック州のブラサ政権が推進した、先住民の居住地域に巨大なダムを築くジェームズ湾プロジェクトは、先住民の反対運動を呼び起こし、1975年に

は「ジェームズ湾および北部ケベック協定」が締結されるが、この事件はケベック問題と先住民のねじれた関係を示している。先住民はフランス系住民の自民族中心的なケベック州よりも連邦政府に属することを望むであろう。先住民はケベック州と連邦政府の対立の犠牲者となったのであるが、そのことが先住民の自覚と組織化をうながしその後の先住民権をめぐる運動につながった（先住民権を保証した、1982年の憲法35条、1993年のヌナブト協定）。連邦政府が第二次大戦中の日系人に対する強制移住その他の迫害と差別的行為に対して公式謝罪を表明したのは、多文化主義法が制定された1988年であるが、先住民（ファースト・ネーションズ）に対する差別政策の公式謝罪が行われたのは、ようやく1998年に入って（1月7日）からである。時代の歴史的転換を示すものとしてこの先住民に対する謝罪の意味は大きい。

3. オーストラリアの場合

オーストラリアの場合、多文化主義政策の内容はカナダとそれほど変わらず、それが推進される時期も数年あるいは1、2年の遅れ（トルドーの多文化主義声明が71年であるに対しウィットラム政権の多文化主義の提唱は73年、「多文化主義法」の成立が88年であるのに対し「多文化オーストラリアに向けての国家的課題」の発表は89年）はあるとしても、ほとんどが同じ試みが並行して行われているのであるが、カナダに比して鮮明な印象を与えるのは、白豪主義からの転換が急激であったことと先住民運動がより明確な形をとりえていることによるであろう。

同じ英連邦に属してはいるが、オーストラリアを多文化主義国家に導く、カナダとは異なる独自の要因として、次の三点があげられる。

第1は、カナダが大西洋をへだててヨーロッパと英本国に向い合っているのに対して、オーストラリアは南半球のインド洋を経てオセアニアに位置しているという地理的条件のちがひ。英本国との強力な政治的経済的きずなが絶たれたとき、オーストラリアの白豪主義は孤立せざるをえない。

第2は、18世紀の後半にイギリスの流刑植民地として始まったという歴史的過程。ケベックにおける17世紀のフランス系の植民者が先住民に比較的協調的であったのに対して、オーストラリアの植民者は先住民に対してより強圧的暴力的に絶滅を図ろうとした。また有色の移民に対する差別も際立っていた。

第3に、カナダの多文化主義は英仏の「建国の二民族」の対抗関係（二言語二文化）から発して、他の諸民族との協調を図る形をとっているが、オーストラリアのアングロ・ケルト系の優位は圧倒的であり、多文化主義をむしろアングロ・ケルト系というマジョリティ内部での対立と自らの選択という形をとる。したがってオーストラリアにおける多文化主義は言語にかんしては英語中心であって多言語主義はほとんど考慮の外にある。言語政策は英語教育（「国語としての英語」）の推進と移民の母語である第二言語の容認あるいはその学習支援の二点に要約されるであろう。

オーストラリアにおける多文化主義とは何か。1989年労働党のホーク政権によって発表された「多文化国家オーストラリアのための全国計画」（以下「全国計画」と略す）の前文には次のように記されている。

一言で述べるなら、多文化とは現代オーストラリアの文化的、民族的多様性を分かりやすく表現する言葉である。オーストラリアは多文化社会であり、今後も多文化社会であり続けるであろう。

多文化主義は、国の政策としては、この多様性に応えるよう立案された施策を包含している。多文化主義は移民の選択にはなんのかわりも持っていない。多文化主義は文化的な多様性から生まれた状況を、個人と社会全体の利益のためにうまく取り扱う政策である²¹。

オーストラリアの多文化社会は、1788年に流刑植民地としてアングロ・ケルト系の植民が始められて以後の、そしてとりわけ第二次大戦後の移民政策の一つの帰結であり、多文化主義はその現状と予想される未来に対して最も適合した政策として考えられている。「全国計画」の実質的な部分は、職能訓練や英語教育等にかんする具体的な施策の提示であるが、多文化主義の理念にかんして注目されるのは、

「多文化政策の三つの側面」と「八つの目標」であろう。

連邦政府は多文化主義を三つの側面にとらえている。

- (1) 文化的独自性 すべてのオーストラリア人が、慎重に定義された枠の中で、言語と宗教を含むそれぞれの文化的伝統を表現し、分かち合う権利。
- (2) 社会正義 すべてのオーストラリア人が待遇と機会の平等を享受し、人種、民族、文化、宗教、言語、性、出生地などの障壁から自由になる権利。
- (3) 経済的効率 すべてのオーストラリア人が、その背景にかかわらず、技能と才能を維持し、発展させ、これを効果的に用いる必要性。

文化的独自性、社会正義、経済的効率という多文化政策の三つの側面は、多文化主義一般が包含しうる三つの原則を示すと同時に、その表明の仕方は多文化主義のオーストラリアの特徴をも示している。まず「三つの側面」と「八つの目標」のすべての項目が「すべてのオーストラリア人」という言葉をくりかえしていること。「すべてのオーストラリア人」とは具体的には「アボリジニ系か、アングロ・ケルト系か、非英語圏出身者であるかを問わない」ことがこれに続く文章から判断されるのであるが、この語のくりかえしは『全国計画』の文体論的特徴とでも言うべきものになっている。他の国の文書で、例えば「すべてのアメリカ人は」「すべてのカナダ人は」「すべてのフランス人は」「すべての日本人は」といった表現のくりかえしが行われることは想像できないだろう。

「すべてのオーストラリア人」の際立った強調から、オーストラリアが国民統合の未熟な「若い国」であること、またその統合様式が多文化主義あるいは多文化社会という旗印にもかかわらず、あるいはそれ故に共和主義的＝同化主義的な傾向をおびていることが読みとれる。それは冒頭の「すべてのオーストラリア人が」に続く「慎重に定義された枠の中で」という文言からも言えることであって、この前文では続いて多文化主義の「枠」の三つの項目（1 国益の優先、2 言語や議会制民主主義を含むオーストラリア社会の基本構造と原則の受け入れ、3 権利に伴う義務）が記されている。こうして「文化的独自性」は直に枠をはめられるのである。

第2の「社会正義」の説明はそれが共和主義的な統合原理を表わすものと考えられる。また第3の「経済的効率」は、ここでは個人の能力の発展とその活用が強調されているのであるが、多言語の問題のように、それが経済的効率に反すれば抑制されるという多文化主義の限界を示すものでもあるだろう。「効率」や「利益」が『全国計画』推進の説得的な理由となっている。「八つの目標」のそれぞれの項目について分析する紙数の余裕がないので次に第一の目標だけを引用しておきたい。

「すべてのオーストラリア人は、オーストラリアに対する義務を負い、国家の利益を増進するための責任を分かち合うべきである。

多文化主義計画がある種の国家主義を浮き出させてしまっている。

先住民の問題は、カナダでは多文化主義を含む大きな流れの別項目として展開しているが、オーストラリアでは多文化主義の中の注目すべき一つの項目となっている。

近年かなりの前進があったにもかかわらず、アボリジニ系オーストラリア人は、何世代にもわたる土地の収奪と部族の離散の結果、現在なお最大の問題を背負い続けている。アボリジニはオーストラリアの中で、また多文化的状況において、特有の地位を占めている。しかもアボリジニはコミュニティの中で、唯一、最も不利な条件下にある民族集団として取り残されている。

先住民に対する配慮はオーストラリア多文化主義の歴史認識を語る次の文章にも記されている。だが何という歴史認識であろうか。

今日のオーストラリア

オーストラリアを若い社会と呼ぶのは当たっていないかもしれない。つまり、この大陸でアボリジニとトレス海峡島人の文化は、第一船団（イギリスから1799年に流刑囚がこの船団で初めて入植した）が到着する前、少なくとも4万年間は栄えていた。しかし、アメリカ、カナダ、アルゼンチンと同じく、オーストラリア生まれの国民の大多数が、過去200年の間にここにやってきた移民の子孫である点、オーストラリアは「新しい国」である。また、生まれて一世紀に満たない国の基礎を形づくっているのも彼らの文化である。その点においてオーストラリアは、

長い歴史を持つ多くのヨーロッパやアジアの国と非常に異なっている。オーストラリアの文化は、すでにはっきりと形づくられてはいるが、なお発展を続けている。

1788年以來到着した多様な移民グループの波が、相互に影響し合い、また先住オーストラリア人と影響し合ってきた。この過程から稀にみる途方もない文化的多様性を持つ社会が出現した。

表1 オーストラリア国民の民族構成（単位%）

民族	年	1787	1846	1861	1891	1917	1988
アボリジニ		100.0	41.5	13.3	3.4	0.8	1.0
アングロ・ケルト			57.2	78.1	86.8	89.7	74.6
他のヨーロッパ			1.1	5.4	7.2	8.6	19.3
アジア			0.2	3.1	2.3	0.8	4.5
その他				0.1	0.3	0.1	0.6
実数（単位1000人）		500	484	1328	3275	7610	16300

出典：チャールズ・ブライス「オーストラリアにおけるエスニック・グループ」多文化問題局1989年。

先住民は「保護」されるべき存在として、また先住民の減少と困窮はあたかも自然現象のように語られている。移民による先住民の抑圧と虐殺がここでは「相互に影響し合い」と表現されている。またこの記述に付された「オーストラリア国民の民族構成」の表は、かつて100%であったアボリジニが1%にまで減少する経過を示しているのであるが、その事はここでは両義的な意味をもつような形で述べられている。この数字はオーストラリアはかつてはアボリジニの国であったが、今は彼らの国ではなくなったということである。アボリジニは今や「すべてのオーストラリア人」の一人であり「今日のオーストラリアの他に類をみないアイデンティティに大きく寄与している」のである。したがって先住民の権利回復運動は多文化主義とは別の論理を必要とするだろう。93年のマボ判決による先住権原の確立と「無主の地」の教義の否定は、多文化主義の論理自体を根底からくつがえすはずのものであるが、そのことの意味はまだ深く問われてはいない。

4. ヨーロッパ的統合と共和国モデル —フランス共和国の場合を中心に

ECからEUに至るヨーロッパ統合の過程において、多文化主義・多言語主義が重要な課題であるこ

とは言うまでもない。だがこれらの用語の普及がイギリスは別としてヨーロッパの諸国ではかなり遅れていることから予想されるように、多文化主義・多言語主義はヨーロッパでは概して居心地の悪い位置を占めており、また同じ用語が使われるにしても異なった意味内容が与えられる場合が多い。アメリカあるいはカナダ＝オーストラリアの多文化主義は、なぜヨーロッパには受け入れられないのであろうか。とりあえず次の三点に注意を払う必要があるだろう。

第1に、アメリカやカナダ、オーストラリアの多文化主義・多言語主義が1国内での文化的民族的多様性に対処するかの問題であるのに対して、ヨーロッパにおける多文化主義・多言語主義はEUを構成する15カ国の間の関係である。したがってそこで問題にされるのは、第1に各国の国語と国民文化（したがってナショナル・アイデンティティ）とヨーロッパに共通の文化（ヨーロッパ市民としてのアイデンティティ）の関係であり、次に各国の地域や少数民族と国家あるいはEUとの関係であり、最後に域外とりわけ第三世界からの移民とEUあるいは域内諸国との関係である。多言語主義の問題もここではEUの公用語や実務語として何語が使われるかという問題があり、教育においても域内の諸国の言語（国語）のうちのいずれをどのように学習するかが主要な問題であって、域外からの移民の母語の学習の支援にかんしてはごくわずかな考慮が払われているだけである。

第2に、ヨーロッパは歴史の新しい移民国家と異なり、総合と分裂の長い歴史をもっている。クシトフ・ボミアンが現在のヨーロッパ統合を、中世と18世紀に次ぐ第三の統合と呼んでおり、EUを「新しい中世」とみなす者も少なくない。統合と分裂がくりかえされたということは、その多様性にもかかわらず共通の基盤が長い年月をかけて形成されたことを意味する。現在のヨーロッパのラジカルな論者にはヨーロッパの諸地域や諸民族の文化的差異を強調する者が多いが、ヨーロッパの文化的多様性は、アメリカ大陸やオセアニア、そしてとりわけアジアやアフリカに比べれば決して大きいとは言えないだろう。多文化主義の多文化の差異の中がせまく、し

たがって多文化の意味も異なるのである。

第3に、ヨーロッパの住民のホームランド意識でも言うべきものを指摘しなければならない。「民族大移動」まで逆上らなくても、ヨーロッパ人もまた遠い昔は先住民を追い払って住みついた移民であるが、今まで無意識のうちに自分たちがその土地の先住民であると考えている。(ヨーロッパの先住民の存在を意識させるのは、今では北欧のラップと呼ばれるサーミ人くらいであろう。)ヨーロッパの住民のこのホームランド意識を「ヨーロッパ的ネイティヴィズム」と呼ぶことができるだろう。英語圏の多文化主義の国では全住民が(先住民を除いて)移民であり、「移民から市民へ」というのは誰もがたどる常道であった。だが、かつて移民を世界に送り出したヨーロッパでは移民はよそ者であり、「移民から市民へ」の移行は例外的な恩恵である。EUが形成され、かつての植民地の宗主国としての行動と役割が忘れ去られるにつれて、この傾向は一層強くなっており、そのことは最近のEUやEU諸国の移民対策に表われている。この側面に注目すれば、ヨーロッパの多文化主義・多言語主義は閉じられた多元主義と云ってよいであろう。

もっともヨーロッパは多様であり域内の諸国に限っても移民に対する対応は様々に異っている。イギリスやオランダはどちらかといえば英語圏の多文化主義国に近く、フランスやドイツとはかなり異っているが、ここでは一例として、「ヨーロッパ的統合」の一つの典型といえるフランス共和政の場合について記しておきたい。

統合の「共和国モデル」(ジャコパンの共和主義)の特色として、以下の三点をあげることができる。

第1は、それがフランス革命以来のものであり、いくつかの段階をへて現在まで続いているということ。その際立った特徴として、(1)「人権」の概念につながる「自由・平等・友愛」のスローガン、(2)「単一不可分の共和国」という愛国心につながる中央集権的な強力な国民統合の形態、(3)非宗教化 laïcisation (これは革命期には非キリスト教化 déchristianisation と呼ばれていたが、現在では教育をはじめあらゆる公的領域における脱宗教あるいは宗教的中立を意味する)の原則、という三つの柱が

指摘できる。この共和国モデルの三つの柱は、普仏戦争敗北後の危機の中で、第三共和政期における国家再編に際していっそう強化されたのであるが(革命100年後における革命の制度化)、EUの形成は革命200年後における「大革命のやり直し」という形をとっている。フランス的共和政は、ルナンの国民の定義にもある(『国民とは何か』1882)のように、共通の出自(種族)、言語、宗教、利害、地理などは二義的であり、住民のコンセンサス(契約と共属意識)が国民の定義のより本質的な条件である(生地主義)が、それだけにいっそう統合のための強力なイデオロギーと装置を必要とする。一見、多文化主義的な共和政のパラドックスである。

第2は、公教育と国語の重視。これはとりわけフランス共和政の国民化に顕著な特徴と言ってよいだろう。この場合の教育(éducation)は広義の教育で、社会化(socialisation)あるいは国民化(nationalisation)とほぼ同義である。つまり共和国の市民(国民)形成のためのルールとモラルを身につけることであり、そこには(1)で述べた三つのスローガンが含まれている。このような教育は原則として共和国によって行われ(私学の弱体)、したがって初等、中等教育の教員は共和国イデオロギーの中心的な支持層である。またこのような教育のなかで最も重視されるのは国語教育である。フランスほど教育において国語と文学が重要な位置を占める国は少ない。だがここでフランスとは異なり血統主義がとられるドイツにおいても民族の本質をなすものとしての国語が重視されていることをつけ加える必要があるだろう。ナポレオン軍の占領下にあったベルリンで行われたフィヒテの愛国的な講演(「ドイツ人に告ぐ」)では、ドイツ民族の優秀性を証明するために「始源的民族Urvolk」という言葉を用いているが、その民族の特性を何よりも明確に示すのは古くて純粋な言語であった。ナポレオン軍によって占領され分断されたドイツ(もっともこのときドイツはまだ国民統一をなしとげていないのである)の「内的国境」を形成するのは国語としてのドイツ語であった。このことは国語の概念の独仏における違いを示すとともに、どのような政体をとるにせよ国民国家においては国語がいかに重要なものである

かについて考えさせる³。

第3に、「共和国モデル」の時代的变化への対応は、原則の変更ではなく部分的な修正や例外措置（*dérogation*）によって行われてきた。単一国家（*l'Etat unitaire*）であるフランス共和国は、国政レベルにおいては依然として同化主義が支配的であり、唯一不可分の共和国の原理からして地方自治主義や多文化主義は原則としてあり得ず、マイノリティー集団も原則として存在しえない。もしそれがあり得るとすれば、例外措置としてであるか（例えばコルシカや海外領土など）、あるいは私的な領域においてである。地域の文化や移民たちの文化も、個人の信仰や表現の自由（いまだに1789年の「人権宣言」第11条にもとづいて論じられている）としてのみ許される（イスラム系生徒のスカーフ問題が解決の仕方がそのよい例だろう）。ジャコバン的共和主義の伝統は、国民の統一すなわちナショナル・アイデンティティの維持と強化にとって最も基本的であると思われる。1言語1文化1国民の原則にあくまで固執し、多文化主義・多言語主義や相違への権利は、例外や個人の領域に追放されている。

第二次大戦後の、したがってECからEUに至るヨーロッパ統合のなかでの、フランス共和国の歴史は、一方でこの共和主義の原則をかたく守りながら、他方でさまざまな例外措置によって時代の変化に対応してきた歴史であった。ヨーロッパ統合の進展は唯一不可分の共和国の原則にさまざまな点で抵触する。フランスは一見、多文化主義や多言語主義を支持し提唱しているように見えるが、多文化主義は共和主義の原則によって否定され、ウルグアイ・ラウンドの「文化特例」に見られるように、多言語主義も専ら英語支配に対抗してフランスの国益とフランス語の優越を守るためのものであり、地域言語の尊重や外国語の学習の奨励であっても、フランス語の支配を揺るがすものではない。しかしながら、ヨーロッパ統合の進展に従って、欧州全体あるいは国内における中核と周辺の設定は変化し、また域内の人や物や資本の移動が激しくなってゆくなかで、伝統的な中央集権の構造は変容をせまられている。逆の観点から言えば、欧州連合によって共和国モデルの普遍性が問われているのであり、フランス

が欧州連合のイニシアチヴにこだわる理由もそこにあるだろう。

共和国モデルをゆるがすもう一つの要因は19世紀後半から目立ちはじめた移民の増加である。移民にかんしてはフランスでもカナダやオーストラリアとある程度共通した現象が認められている。第1に、移民は当事国の人口不足による主として経済的理由から進められ、経済的拡大（好況）期には多くの移民が求められ、縮小（不況）期には移民の停止や送還が行われた。第2に、初期の移民はヨーロッパ系（ポルトガル、スペイン、イタリア、ポーランド、等々）で占められていたが、やがて非ヨーロッパ系（マグリブとアジア）が多数を占めるようになり、そのことが国民統合上のさまざまな問題を引きおこす。第3に、移民の問題は西欧列強による植民地支配の事後処理あるいは後遺症といった問題を多分に含んでいる。だが、こうした共通点が認められるにもかかわらず、フランスにおける移民問題の認識はカナダやオーストラリアとは大きな隔たりがある。

国籍と移民にかんするパトリック・ヴェイユの報告書でも強調されているように、フランスは久しい以前から、そしてとりわけ19世紀後半からは実質的な移民国であるが、フランス人にその意識が弱いのは、先に述べたヨーロッパ人のホームランド意識（ヨーロッパ的ネイティヴィズム）とその上に築かれた共和国的統合の故であろう。ここでは共和国のネイション概念とデモクラシーの理念が、多文化主義に対立し、逆説的に作用している。血統主義（*le droit du sang*）の国（例えばドイツ）であれば、移民は原則として固有の文化をもつ外国人であり続ける。だが多様な住民の同意と結束によって国民が形成され国家が維持される生地主義（*le droit du sol*）の国フランスにおいては、住民はすべて共通の文化と価値観をもつ市民でなければならない。市民の平等と反人種差別の価値観が移民を排除するというパラドクスがそこにはある。

だが注目すべきより根本的な違いは次の点にあるのではないか。すなわちカナダやオーストラリアの多文化主義は、植民地時代の清算と償いの意味をもたざるをえず、旧植民地の再有色化、再アジア化を受け入れざるをえないという現実を反映し、したが

ってそこでは500年来のヨーロッパ中心の歴史認識の転換が行われようとしている。これに対してEC-EUという新たな統合を行ない、アメリカや日本の資本に対抗し、アメリカの支配を意味するグローバルゼーションに対抗することによって、ヨーロッパは自らの植民地支配の歴史を忘却し、ヨーロッパの再ヨーロッパ化を行おうとしているのではないか、という疑問を私はおさえることはできない。

5. 多文化主義とアジア

カナダ、オーストラリア、EUの多文化主義・多言語主義を子細に観察してゆくと、アジアと第三世界が影の存在として浮かびあがってくる。カナダの多文化主義政策は「建国二民族」の抗争に端を発しているが、それをさらに押し進めているのはアジア系の移民の急増という現実である（バンクーバーではすでに中国系の移民が多数を占めている）。アジア系の移民の増化はさらに続くだろう。オーストラリアの多文化主義政策の要点は、オーストラリアをその地域本来の地政学的位置にもどすということであった。「全国計画」には次の一節がある。「輸出市場の上位10カ国のうち7カ国、また最も成長の早い市場の上位10カ国のうち実に8カ国が、非英語圏の国々である。急成長する観光産業でも、同様の国々からやってくる観光客がその伸びの大きな部分を占めている。」英連邦の一国は今では政治経済的に近隣のアジア諸国と密接に結びついており、イギリス本国よりは日本とアメリカ合衆国に近い。オーストラリアの民族構成は現在ではヨーロッパ系が圧倒的多数を占めているが、アジア系との構成比が逆転するのは時間の問題であろう。

第二次大戦後の荒廃からの復興を目指して始められたヨーロッパ統合は、次第にアメリカと日本の経済力に対抗する一つの極としての意味をもちはじめた。そして圧倒的な人口と潜在的な経済力をもつアジアとのつながりをいかに強化するかということが、三つの極のバランスにかかわる重要な課題となる。他方、経済的困難と失業者が増化してゆくなかでマグレブ系とアジア系の移民の増化は、ヨーロッパにおける有色民族に対する潜在的恐怖を顕在化さ

せる（フランスの右翼FNとドイツのネオナチ、黄禍論の再燃、等々）。

多文化主義・多言語主義をめぐる言説のなかでこれまでアジアが主題として登場してこなかったのは、多文化主義・多言語主義がこれまでアメリカやカナダやオーストラリアのような旧植民地のすでに定着したヨーロッパ系移民や旧植民地の宗主国の住民の側から、世界史的な転換に対応すべき彼らの国の生き残り策として、あるいは国民統合の新たな形態として論じられており、彼らが迎えるべきアジアやその他の第三世界の移民やそうした移民を送りだす諸国の側からは論じられていないからであろう。「アジア」は、多文化主義が意識的無意識的に隠蔽しているタブーに触れるのである。これに対して多文化主義・多言語主義をアジアから問うことは、移民やネイティブの側から問うことである。それは世界の構造の隠された部分から、構造全体の意味を問うことになるだろう。

じっさいアジアとは、フィリピンやインドネシア等々の国名と同様、ヨーロッパ人によって与えられた名称であり、アジアにおける幾百の人種や民族、言語の区分や名称もヨーロッパ人によって与えられた名称である。アジアは与えられた名称を自らひき受けることによってアジアになったのである。アジアは植民地の別名である。多文化主義・多言語主義をアジアから問うことは旧植民地から先住民の側から問うことである。そしてこの観点は先進国で語られている多文化主義・多言語主義のイデオロギー性を暴くと同時に、多文化主義・多言語主義の概念と可能性を一挙に拡大するだろう。

16世紀以来のアジアにおける植民地支配の歴史は、地域や時代によって、あるいは宗主国の政策によって異なる。日本やタイのように直接の支配をまぬがれた国もあれば、フィリピンのように度重なる洪水のような「解放」で土着の文化を洗い流された地域もあれば、マレーシアやインドネシアのようにそれでもなお土着の文化を残しえた地域もある。シンガポールや香港のように植民地の都市として新たに作りだされた都市もあれば、中国やベトナムやインドのように植民地支配に苦しめられながら抵抗を続けた地域もある。韓国のように分断に今なお苦し

む地域もあれば、台湾のように複雑な国際関係のなかで発展を続ける地域もある。だが植民地という観点からアジア全体を眺めれば植民地支配の傷痕と影響の大きさをあらためて認識せざるをえない。そしてアジアの多文化社会と文化的多様性は、こうした植民地支配と密接にかかわっており、植民地支配ゆえに言える場合もあれば、植民地支配にもかかわらずと言える場合もあって複雑である。

アメリカやカナダやオーストラリアの場合とは異なり、アジアは欧米のさまざまな列強によって幾度も占領され、異なる支配者をむかえたのである。もともとアジアは交易の盛んな地域であった。シルクロードのような陸路の交易もあるが、海上貿易は8世紀頃から盛んになり、とりわけ南シナ海は中国商人、インド商人、アラブ商人が往来し、さまざまな地域を結ぶネットワークが形成される。それは人の移動が比較的自由に、多様な文化が交流し接触し混合し変容をくりかえす、開かれた世界であった。だが16世紀以降はポルトガル、スペイン、オランダ、イギリス、さらにはフランス、アメリカ等の世界の覇権を争う諸国の艦船が到来し、それぞれの根拠地や植民地を築き、それぞれの痕跡を残すことによって東南アジアの風景は一変する。黒船は単に交易を求めただけではなく、キリスト教とともに武器や科学技術を持ちこんで拠点を作り、さらには近代国家の支配と統治の技術を持ちこんで植民地支配を行ったからである。多文化社会に文明化という一元的な支配と統合の論理が持ちこまれたのである。

もっともこの近代的な統治の原則が貫徹していたわけではない。植民地支配は苛酷なものであったが、篡奪と搾取が能率的に行われさえすれば、住民の生活それ自体は放置されていることが多かった。アジアでは幸いにも、アメリカやカナダやオーストラリアのように、原住民が絶滅の危機に追いやられることは比較的少なかった。植民地の支配者は、むしろ植物や動物と同様、人種や言語の分類に情熱をそそぎ、植民地を構成する諸民族を分割対立させることによって支配を容易にすることを望み、その結果として住民の民族意識を、したがって文化的な多様性の自覚を覚醒させることとなったのである。皮肉なことに、多民族多文化社会のなかに、つまり多元的

な社会のなかに、一元的な支配と統合の論理を根づかせ貫徹させようと粉骨砕身の努力をしたのは、第二次大戦後に独立をはたしたアジアの新興諸国家の指導者たちであった。彼らは植民地支配の遺産の上に近代的な国家を建設しなければならなかったからである。それはアジアの各地に見られる現象であるが、ここでは東南アジアを中心に、いくつかの顕著な例をあげておこう。

フランス（ベトナム、カンボジア、ラオス）とイギリス（ビルマ、マラヤ）の両側からの圧力に耐えて植民地化を免れ、（民族）概念の創出と民族・宗教（仏教）・国王の三位一体化を図ることによって近代国家の建設に比較的成功したタイの場合でも、「タイ人」中心の強力な国民統合の試みにもかかわらず、近隣の諸民族は国境を越えて自由に往来し、国境が確立したのはようやく1950年になってからであると言われている。しばしば日本の近代化との類似が指摘されるタイの場合でも民族的文化的多様性と流動性はきわめて大きい。島嶼部に至ればその多様性と流動性はさらに大きくなる。

インドネシアには250ほどの民族集団（スク・パンサ）と300ほどの言語が存在するといわれている。もちろんこの数字は正確ではなく、また正確な数字が出せるはずもないのであるが、ヨーロッパのEU構成国の言語が33、ヨーロッパ全体でも65であるのと比較すれば、インドネシアの圧倒的な文化的多様性が想像されるであろう。近代的な国民国家としてのインドネシアの最大の課題は、この多様性の中からいかにして単一の「国民」（インドネシア人）と「国民国家」（インドネシア文化）を創出するかであった。現在インドネシアの国是とされる1928年の「青年の誓い」はまさしく「1言語1民族1国家」という国民国家の原則を言いあてている。——「1. われわれインドネシア青年男女は、インドネシア国というただ一つの祖国を持つことを確認します。2. われわれインドネシア青年男女は、インドネシア民族というただ一つの民族であることを確認します。3. われわれインドネシア青年男女は、インドネシア語という統一言語を使用します」。

300の多言語状況は、島嶼部で交易語として広く用いられていたマレー語を母体として人工的に作ら

れた「インドネシア語」を「国語」として制定(1945年憲法)することによって、一応は解決される。また「国民文化」は、さまざまな祭典を通じて諸地域の文化のうちから優れたものを選び出し、それをより高級な文化の精製することによって創出するという方法がとられる。民族にかんしても250の下位民族からインドネシア民族という上位民族形成のためのナショナリズム高揚が図られて一応の成功をみているが、一方で原住民(プリブミ)尊重政策がとられ非原住民(ノン・プリブミ)の排除や華人問題、さらには東チモール問題など未解決の問題を多数かかえている。インドネシアには絶対多数を占めている民族は存在しないが、少数差別民族を作りだしあるいは排除することによって国民統合が行われるという国民国家の原則はここでもまぬがれていないことは知っておくべきだろう。長年続いたインドネシアの独裁体制は、こうした豊かな多様性を統合し、世界資本主義と国家間システムのなかで1つの国民国家として維持するためには、開発独裁型の統治が有効でありうることを示している。だがインドネシアの現状は、そのような独裁制をもってしても、文化的宗教的民族的多様性を消し去ることはできないことをも示している。

同じことは類似の条件の下にある、マレーシアやシンガポールにかんしても言えるだろう。マレーシアの民族間の対立はイギリスの植民地政策や日本の軍政による分断政策の深い痕跡を今に残している。土着原住民と呼ばれる先住民の他にマレー系、中国系、インド系の主要な民族間の摩擦が絶えないマレーシアでは、マレー語を国語として50%に満たないマレー系を中心にしたブミプトラ政策がとられている。これに対して華人が多数を占めるシンガポールでは、はじめ英語のみを公用語としたが、現在では英語に加えてマレー語、華語、タミル語を公用語とし、二言語教育(英語プラス1公用語)が行われている。こうした多様性はアセアン諸国や東南アジアに限らない。インド映画はしばしば30を越える言語の字幕をもち、インドの紙幣には17の言語が記されている(ユーロの単一性の比較せよ)。

こうしたアジアにおける多文化・多言語状況を仔細に見てゆけば、多文化主義・多言語主義の問題は

—さらにクレオール性の問題も—アジアにおいてこそ観察され論じられなければならないことは誰の目にも明らかだろう。

ここで特に注目されるのはフィリピンの場合である。フィリピンは7000の島から成り、100あまりの言語・民族集団が存在すると言われている。この地域は14世紀末からイスラム化が始められたが、スペインの征服(フィリピンの名称はフェリペ2世に由来する)、アメリカの支配、日本の占領、そして再びアメリカの支配へと続く。強力な王権や中央集権的な統治が成立する以前に植民地化が始められたフィリピンでは、インドネシアやマレーシアとは異なり、その地域の伝統文化が成立せず、外国の勢力が洪水のように訪れてその度に未成熟の文化的伝統が洗い流され、最後に、「空虚な原フィリピン」のイメージが残る。インドネシアやマレーシアあるいはタイなどをはじめ東南アジアの多くの国々が、国民国家形成にさいしては、伝統文化と呼ばれるものをよりどころにして国民統合と国民文化の形成を図ろうとするのに対して、フィリピンはむしろ形成されるべき未来に国民的なアイデンティティを求めようとする。フィリピン人のアイデンティティは混血がモデルであり、フィリピンの国語(フィリピン)は、タガログ語を母体としながらも未来における諸言語の混成体として構想されている(「新憲法」第14条)。また独立後のフィリピン人の国内および国外への顕著な移動(外国人労働者)は、そうしたクレオールの状況を過去のものではなく現在の—未来的な現象としている。それは不幸な植民地の後遺症であることに違いはないが、多くのものが押し流され奪い去られた後の「空虚」が、未来の豊饒に転換する可能性は十分に考えられるであろう。

おわりに

これまで論じられてきたカナダやオーストラリアやあるいはEUの多文化・多言語政策は、東アジアは別としても東南アジア、南アジアでは通用しない。あまりにも貧しいものに映るだろう。同様の先進国の多文化・多言語主義にかかわるアイデンティティの多様性の議論もあまりにも単純に見える(例えば

ケベック問題に端を発しているチャールズ・ティラーの議論やそれに対するハーバースの反論を、東南アジアの多文化、多言語状況に置いてみたらどうなるだろう)。アジアではさらに多元的重層的でさらに流動的開放的な、また別種のアイデンティティの型を想定する必要があるだろう¹⁾。だがこの場合でも、その地域が国民国家や世界システムから自由な地域であると考えてはならないだろう。そこにもまた中核と周辺が内在し、差別の構造が存在するなかで、なを息づいている多様性が問題なのであり、文化や言語の動態的モデルは、そのようなものとして練り上げられなければならないと思う²⁾。

先住民から奪った土地に居座り続けることはいかなる論理によって正当化され、奪った者たちの現存と現在の制度は、いかなる根拠によって正統化されるのだろうか。かつて「文明化の使命」と「無主の地」の教義が果たした役割を、今ではグローバリゼーションの論理と多文化主義・多言語主義が果そうとしている、という側面を見落としてはならないと思う。他方、アジアの可能性がアジアの豊かな多様性にかかわるものであるとすれば、われわれは多文化主義・多言語主義を単に欺瞞として退けるのではなく、その可能性をこれまでとは異なった角度から追求する必要があるだろう。それは、大航海時代以来の歴史の大転換がもたらす歴史のアイロニカルな課題の一つである。ここでこのアジアの語をアフリカやラテンアメリカと置きかえることも可能であろう。そしてそのような問題を設定したとき、西欧とアジアの二つの顔をもつ日本の近代の歴史が改めて問われることになるのであるが、この問題は別稿にゆずらざるをえない³⁾。

注

- 1) 以下「トルドーの議会声明」と「多文化主義法」からの引用は、日本カナダ学会編『史料が語るカナダ1585-1995』（有斐閣、1997）所収の訳文による。
- 2) 以下「多文化国家オーストラリアのための全国計画」からの引用は、多文化社会研究会編訳『多文化主義、アメリカ・カナダ・オーストラリア・イギリスの場合』（木鐸社、1997）の訳文による。
- 3) 共和国における国語教育の重要性を理解するため

には、その歴史過程を知る必要があるだろう。フランス語は1539年以来、「フランス王国の唯一かつ単一の言語」であると定められた（ヴィレル・コトレの勅令）。フランス革命はこの王国唯一の言語に旧制度とは異なる意味を与える。つまり革命によって、フランス語は共和主義あるいは共和国の唯一の言語となり、それ以外の言語は王党的反共和主義的言語であることが宣言され、その結果、外国語と国内の地域言語は弾圧される。第三共和政期の国家再編において教育の非宗教化と義務化が推進されるが、このときも国語にかんしては「学校で使用されるのはフランス語のみである」（1887年1月18日の条例第14条）ことが改めて強調された。こうして共和国における政治的中央集権化は、言語と文化における中央集権化、地域の言語と文化の抑圧を伴っていた。地域の言語と文化が法的にこのような抑圧から解放されるためには、第2次大戦後の1951年を待たねばならない。

1951年1月11日のディクソンス法（la loi Dixonne）は、地域言語による教育を認めた画期的な法律である。その結果、バカロレア（大学入学資格試験）の科目に、コルシカ語、ブルトン語、バスク語、カタロニア語、ゴール語、オック語、タヒチ語などの地域言語が認められ、大学でも地域言語や地域文化の研究と教育が行われるようになる。こうした地域の文化と多様性を尊重する動きは、フランス革命以来のジャコバンの中央集権主義に対するジロンド派的な地方分権主義というもう一つの政治的伝統に結びつくものである。1960年代以後次第に高まってきたこの地方分権主義の流れは、80年代に入って左翼政権による地方分権法（1982、83年）の制定によっていっそう強化された。

こうした地方分権主義の流れは多文化主義・多言語主義の流れと一致しているように思われる。だがここで注しなければならないのは、そのような一見多文化主義・多言語主義とも思える改革が一方で展開しながらも、他方では全く逆の動きが同時に存在しているということである。じっさい1975年と86年には公的機関におけるフランス語の使用を義務づける言語法が制定され、さらにマーストリヒト条約の批准に伴う憲法改正に際しては、突如、「共和国の言語はフランス語である」という一項が憲法第二条に挿入されている。その結果、フランスは欧州連合のなかで、公式言語が唯一であることをあえて憲法で表明する唯一の国となり、1992年11月5日の「地域および少数言語にかんするヨーロッパ憲章」（la Charte européenne des langues régionales ou minoritaires）の署名を拒否することになった。またこの憲法第2条の規定は、フランス語の使用が義務づけられる範囲と機会をさらに拡大強化しようとする1994年のトゥーボン法（la loi Toubon）（「フランス語の使用に関する法」）の制定につながる。1993年の国籍取得に制限を加えるバスク法（la loi Pasquoi）や1997年の移民規制強化を定めた悪名高いドゥブレ法（la loi Debré）などもこうした一連の動きを示すものであった。

言語の規制と移民の規制は共和国のなかで密接な関連をもっている。最近成立した社会党のジョスパン政権は、こうして大きく右にずれはじめた動きを元にもどす政策をとっているが、しかしいずれにせよそれが共和国の枠内で行われていることは認めなければならない。この問題にかんしては、国籍と移民問題にかんしてジョスパン首相に提出されたパトリック・ヴェイユの報告書 Patrick Weil, *Rapports au Premier ministre : Mission d'étude des législations de la nationalité et de l'immigration*, (La documentation française, 1997) を参照。この報告書では「生地主義 le droit du sol という共和国の伝統」と、フランスは19世紀後半から「移民国」であることなどが強調されているが、移民をEUや世界とのかかわりで論じるよりは国内問題として処理しようとしている。

- 4) この点で山本信人の「フロンティア」概念の提案は興味深い。山本信人「国民国家の相対化へ向け — 東南アジア華人の変容性と越境性」(濱下武志、辛島昇編『地域の世界史1』所収、山川出版、1997) 260 - 262頁。
- 5) 拙著『地球時代の民族=文化理論』(新曜社、1995)の155頁以下を参照されたい。東南アジアのダイナミックな多様性は「動態的文化モデル」について豊富な実例を提供している。なおアジアの植民地問題を考える際に、欧米列強の支配とともに、それを受

けられる体制がすでに存在していたことも忘れてはならないと思う。このプレ・コロニアルともいうべき歴史的状況については、東南アジアの「銀河政体」や中国の「華夷秩序」と西欧近代の帝国主義との連続的な関係にかんする清水昭俊の考察が示唆的である。清水昭俊編『周辺民族の現在』(世界思想社、1998)の序章を参照されたい。

- 6) 本稿は98年9月26日に行われた立命館上曜講座での話しをもとにしている。はじめは「世紀転換期におけるアイデンティティの諸類型」をタイトルに想定していたが時間不足(紙数不足)でこのような形になった。こまかな注を省略したのは、本稿が以下の論考や書物のまとめのような形をとっているからである。—西川長夫「ナショナリティ概念を越えて — 欧州連合とポスト国民国家の時代の可能性」(『立命館産業社会論集』第33巻、第1号、1997年6月)、「多文化主義の観点から見たヨーロッパ統一地域と移民の問題を中心に」(『立命館国際研究』11巻1号、1998年6月)、西川長夫・宮島喬編『ヨーロッパ統一と文化・民族問題』人文書院、1995)、西川長夫、渡辺公三、ガバン・マコーマック編『多文化主義・多言語主義の現在—カナダ・オーストラリア・そして日本』(人文書院、1997)、西川長夫・山口幸二・渡辺公三『アジアの多文化社会と国民国家』(人文書院、1998)。